

「廻船問屋千原屋道盛邸」整備活用方針

1. 活用方針

(1) 目的

廻船問屋千原屋道盛邸の文化財的価値を保存(資料館施設)しつつ観光拠点施設として、また地域住民や来訪者等の学習・憩いの拠点施設とするとともに、地域活性化に向けた新たな文化創造の拠点施設とするなど、多目的機能を有する施設として活用する。

また、廻船問屋千原屋道盛邸を活用することにより、日本遺産「北前船寄港地・船主集落」としての歴史的価値を後世に継承するとともに、地域に根付く「循環(自然・経済・人)」の精神を現代に再評価し、地域住民の誇りの醸成及び来訪者が心身を整える(リトリート)拠点とする。あわせて、地域資源を活用した交流人口の拡大を図り、地域の活性化に寄与する。

ただし、廻船問屋千原屋道盛邸の活用については、国登録有形文化財(申請中、審査結果は令和8年7月頃確定予定)に登録されることを前提に以下のとおり基本方針を定める。

(2) 基本方針

廻船問屋千原屋道盛邸は、以下の6つの視点で活用を図る。

1) 北前船寄港地の佇まいを醸し出す施設 ～「観る」～

諸寄地区内には、北前船寄港地に関する構成文化財が多数残されている。そのため日本遺産「北前船寄港地・船主集落」の拠点施設として整備し、来訪者が廻船問屋屋敷や廻船問屋千原屋道盛邸の歴史(廻船業・砥石業・製針業等)を通じて、諸寄地区の歴史文化を視覚で体感する施設とする。

<コンセプト>

- ・文化財的価値を持つ建物や資料を「観る」と同時に、諸寄を訪れる際に目にするはずの風景・まち並みを観る。
- ・北前船寄港地の歴史的背景を伝える建物や資料を展示・公開し、当時の生活様式や建築意匠に触れることにより、そこにある「静寂」や「時間の流れ」そのものを味わう空間とする。

<キーワード>

「時を観る」

2) まちづくりの拠点となる施設 ～「ふれあう」～

諸寄地区の先人たちが伝えてきた歴史文化を地域住民が地域の誇りとして、自らが来訪者に伝えることで諸寄地区のまちづくりに繋げることができる。そのため、地域住民と来訪者との深い交流や繋がりが生まれる施設とする。

<コンセプト>

- ・地域住民と来訪者が交流し、地域の賑わいと共に新たなコミュニティや物語が生まれる「縁(えにし)」の拠点とする。
- ・地域住民の対話の場(サロン)としての機能を設ける。

<キーワード>

「和(ハーモニー)」「縁(えにし)」「迎える」「集う」「楽しむ」

3) 歴史的遺産を伝承する施設 ～「学ぶ」～

諸寄地区内には、北前船関係をはじめ数多くの歴史文化が残されており、その歴史文化を後世に継承するとともに、来訪者が諸寄地区について深く学ぶ施設とする。

<コンセプト>

- ・自然と共に生きた先人の知恵や、諸寄独自の風土・精神性を学び、次世代の生き方のヒントを得る「探究」の場とする。
- ・日本遺産「北前船寄港地・船主集落」としての歴史的価値を継承する。
- ・諸寄地区の歴史文化を物語(ストーリー)として、映像や光によって伝える。

<キーワード>

「循環」「探究」「大人の臨海学校」

[別紙2]

4) 芸術文化を発信する施設 ～「創る」

廻船問屋千原屋道盛邸を拠点に新温泉町における芸術文化と観光による新しい価値を創出し、発信する施設とする。

〈コンセプト〉

- ・地域の伝統文化の継承と若者の感性の融合による新たな地域文化を創造する。

〈キーワード〉

「未来を描く」「紡ぐ」「ナラティブ（物語）」「共創」

5) 歴史文化を体感する施設 ～「体験する」～

諸寄地区には、先人たちによって培われてきた数多くの歴史文化が今日まで傳承されている。その諸寄地区の歴史文化を来訪者が体験(体感)する施設とする。

〈コンセプト〉

- ・単に観るだけでなく、諸寄にある「静寂」や「時間の流れ」を提供する。

6) 諸寄地区で休憩する施設 ～「安らぐ」～

諸寄地区内には、先人たちによって培われてきた歴史文化、特に日本遺産「北前船寄港地・船主集落」の構成文化財が点在しており、それらを来訪者が訪ねる途中で休憩(食事)、また宿泊等をする施設とする。

〈コンセプト〉

- ・町民や来訪者が心身を整える「リトリート」拠点として活用する。
- ・町民や来訪者が憩いの場として安らぐカフェ機能を整備する。
- ・諸寄地区内での来訪者の滞在時間を長くする宿泊機能を設ける。

〈キーワード〉

「過度な整備はしない」「余白」のある空間。

2. 整備方針

(1) 基本方針

1) 目的

廻船問屋千原屋道盛邸の建造物は、日本遺産「北前船寄港地・船主集落」の構成文化財として、また国の登録文化財の登録に向けて適切な整備を行う。また、当該敷地内の建造物と周辺の歴史的景観等を含めた区域の整備を図る。

2) 文化財的価値

廻船問屋千原屋道盛邸は、主屋や土蔵群を中心に庭門及び土塀などで囲まれ、主屋南側及び敷地中央に中庭があるなど、当地方の明治期から大正期の廻船問屋や庄屋屋敷の建築様式を現在に伝えている。また、道を挟んだ南側の児童公園内には、旧西浜村役場の土蔵も残っている。

3) 全体整備方針

廻船問屋千原屋道盛邸の文化財的価値を保存するとともにその価値を活用するため、以下の整備方針を定める。

- ① 廻船問屋千原屋道盛邸の文化財的価値を保存するための整備を行う。
- ② 廻船問屋千原屋道盛邸の文化財的価値を保全するための整備を行う。
- ③ 廻船問屋千原屋道盛邸の文化財的価値を活用するための整備を行う。

4) 区域設定

廻船問屋千原屋道盛邸を整備するにあたり、以下の3つの整備区域を設定する。

- ① 保存区域：廻船問屋千原屋道盛邸の文化財的価値を保存する区域とする。
- ② 保全区域：廻船問屋千原屋道盛邸の文化財的価値を保全する区域とする。
- ③ 活用区域：廻船問屋千原屋道盛邸の文化財的価値を活用する区域とする。

(2) 区域別整備方針

前記で設定した3つの区域について、以下の個別整備方針を定める。

- ① 保存区域：原則、建造物の増改築はしない。但し、建築当時の様式を復元することは除く。
施設の維持管理、防災・防犯・耐震補強等の必要な設備については、増改築を行う。主屋及び土塀の整備については、基本設計時に保存活用整備方針(「旧道盛家住宅」保存活用計画)を定める。
- ② 保全区域：保存区域の建造物と調和した一体的な景観の保全、また復元を行う。
区域内の建造物の内部は活用目的によって、増改築を行う。
庭園はその特徴を活かすとともに、活用を考慮した整備を行う。
蔵の整備については、基本設計時に保存活用整備方針(「旧道盛家住宅」保存活用計画)を定める。
- ③ 活用区域：敷地内の景観に配慮し、その活用目的によって建造物全体の増改築を行う。

(3) 整備留意事項

廻船問屋千原屋道盛邸の整備については、以下の点に留意して行う。

- ① 北の蔵は引き続き旧道盛家の収蔵施設として利用するため、内部の活用整備は行わない。
- ② 国の登録有形文化財(建造物)、あるいはこれに準ずる文化財の整備・活用・管理に精通し、過去に類似業務の実績を有すると認められる者によって行う。
- ③ ヘリテージマネージャーとして各都道府県建築士会に登録された建築士の指導を受けながら行う。
- ④ 文化庁の「登録有形文化財(建造物)修理に係る設計監理技術指導者の認証基準」を満たすことのできる技術者の指導を受けながら行う。
- ⑤ 整備後の維持管理・運営に係る経費を施設利用者から徴収するなどの収益性と持続可能な運営が図れる整備を行う。

